

銃砲刀剣類の保管及び廃棄処分について（通達）

平成 13 年 1 月 11 日

熊生保第 64 号

〔沿革〕 平成 16 年 8 月熊警第 1094 号改正

【概 要】

本通達は、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による仮領置、一時保管、提出命令及び所有者等からの廃棄依頼に係る銃砲又は刀剣類(以下「銃砲等」という。)の保管及び廃棄処分の徹底を期すため、必要な事項を定めたものである。